

貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00019

沿革 平成30年8月9日 一部改正

平成31年2月28日 一部改正

と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年
月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」とい
う。）の追加特約を下記のとおり締結する。

記

（対象契約から除外する契約）

第1条 別紙1から のⅠ. に規定する一の契約については、特約書第1条の規定にか
かわらず、対象契約から除外する。

（対象契約の契約金額の変更）

第2条 特約書附帯別表第2に掲げる契約であって、別紙A記載の輸出者等が当該別紙
記載の期間に締結したものについては、当該附帯別表の規定にかかわらず、当該契約
の契約金額を1,000万円以上とする。

（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）

第3条 輸出者等ごとに別紙1から のⅡ. に規定する仲介貿易契約については、特約
書第1条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。

（対象となる貨物の追加）

第4条 別紙B記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した一の契約については、特
約書附帯別表第2の対象貨物に別紙B記載の該当する貨物を含むものとする。

（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）

第5条 輸出者等ごとに別紙1から のⅢ. に規定する対象契約については、Ⅲ. に記
載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するものとする。

（追加特約の内容の変更）

第6条 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第1条に
規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、
組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、
各自その1通を所持する。

年 月 日

輸出組合名

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

特約書第1条に規定する輸出者等が である場合。

I. 追加特約書第1条(対象契約から除外する契約)関係

次に掲げる一の契約を付保対象外とする。

- 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする一の契約
- 2 一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの(保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。)
 - 一 一の契約の相手方(一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。)が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。
 - 二 仕向国が国カテゴリー (日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。)に該当し、かつ、支払国(保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。)が国カテゴリー に該当する一の契約
 - 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分(以下「対象部分」という。)を含む一の契約(前号に該当するものを除く。)であって次に掲げるもの
 - イ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が一の契約の契約金額の二分の一以下かつ2,500万円(第2条の規定により契約金額を変更する場合にあつては1,000万円。以下口において同じ。)以上の一の契約(当該一の契約のうち対象部分に係る部分に限る。)
 - ロ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が一の契約の契約金額の二分の一以下かつ2,500万円未満の一の契約

II. 追加特約書第3条(対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加)関係

- 1 一の契約が仲介貿易契約のみに該当し、当該契約に基づき、下表に記載する本邦法人(本項において「親会社」という。)の本邦外の海外子会社(本項において「子会社」という。)から別の海外の国・地域に向けて貨物が出荷される場合(本紙I. に該当するものを除く)であつて、一の契約の契約金額が2,500万円(第2条の規定により、別の金額を定める旨を選択している場合にあつては、当該金額)以上のもの。本項において対象となる親会社及び子会社は会社法(平成17年7月26日法律第86号)に規定する親会社及び子会社とする。

国・地域	本邦法人の海外子会社

- 2 日本貿易保険は、対象契約が仲介貿易契約のみに該当する場合であつて、当該対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき(対象契約の相手方の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外の保険の申込みの後に該当することとなったときを除く。)は特約書第4条の規定にかかわらず約款第4条12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

- 一 買契約（被保険者が、保険証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）
- 二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの
 - イ 買契約の相手方の親会社又は子会社（本項の「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。本項の「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）
 - ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）
 - ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ又はロに該当する法人を除く。）
- 二 イ、ロ及びハに該当する法人の支店
- 三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの

Ⅲ. 追加特約書第5条（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）関係

次の各号（※1）のすべてに該当する対象契約について、以下に記載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用する。

- 一 一の契約に技術提供契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が億円（※2）以上
- 二 一の契約の契約金額のうち、技術提供契約に係る代金等の額の割合が %（※3）以上
- 三 輸出契約及び仲介貿易契約に係る代金等の額のうち、マイルストーンペイメント及びプログレスペイメントにより決済される代金等の額（ただし、船積実行日をマイルストーンとして決済される代金等の額を除く。）の割合が %（※3）以上
- 四 フルターンキー契約その他の設備の建設工事の請負契約

（※1）第1号から第4号を任意に選択。

（※2）10億円以上の任意の額を設定。

（※3）任意の割合を設定。

（保険責任開始日及び保険料に関する特約）

（保険責任開始日）

第1条 対象契約に係る貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の代金等の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。

(保険料)

第2条 対象契約に係る特約書第7条に規定する金額のうち、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料は、次の規定により算出した金額とする。

- 一 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）Ⅱ [1] 2 (1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ [1] 1 (1)②(ii)に規定するXは、輸出契約及び仲介貿易契約に係る代金等の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該代金等の決済予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ [1] 2 (2)②(iii)に規定する算式中「船積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。

(別紙 A)

次の輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した一の契約

I. 次の輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した一の契約

特約書附帯別表第2に追加する貨物

第1表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード	対象品目（9桁表示の部分のもの）
8456	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械
	－ レーザーその他の光子ビームによるもの
845611	000 ー ー レーザーによるもの
845612	000 ー ー その他の光子ビームによるもの
8543	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
	× ー 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
854310	000 ー 粒子加速器
854370	000 ー その他の機器
	× ー 部分品
8544	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）
	× ー 巻線
	× ー 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体
	× ー 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
	× ー その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）
854460	ー その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）
	100 ー ー 電力用ケーブル
	× ー ー その他のもの
8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
871110	ー シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
	× ー ー 中古のもの
	920 ー ー その他のもの
871120	ー シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
	× ー ー ノックダウンのもの
	ー ー その他のもの
	× ー ー ー 中古のもの
	920 ー ー ー ー その他のもの
871130	ー シリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

HSコード		対象品目（9桁表示の部分のもの）
	×	―― ノックダウンのもの
		―― その他のもの
	×	――― 中古のもの
	920	――― その他のもの
871140		－ シリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
	×	―― ノックダウンのもの
		―― その他のもの
	×	――― 中古のもの
	920	――― その他のもの
871150		－ シリンダー容積が800立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
	×	―― ノックダウンのもの
		―― その他のもの
	×	――― 中古のもの
	920	――― その他のもの

Ⅱ. 次の輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した一の契約

特約書附帯別表第2に追加する貨物

第2表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード	対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
8424	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
842441	－ 農業用又は園芸用の噴霧器
	－ 可搬式噴霧器
	－ 動力噴霧器
8433	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第8437項の機械を除く。）
843311	－ 芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
	－ 動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）
	－ 芝生刈込機
843320	－ その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）
843340	－ わら用又は牧草用のベラー（ピックアップベラーを含む。）
8467	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）
	× ー ニューマチックツール
	× ー 電気式の原動機を自蔵するもの
	ー その他の工具
846781	× ー チェーンソー
846789	000 ー その他のもの
8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター
850410	× ー 放電管用安定器
	× ー トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）
	× ー その他のトランスフォーマー
850440	ー スタティックコンバーター
	× ー 整流器
	900 ー その他のもの
9011	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）
901110	000 ー 双眼実体顕微鏡
901120	000 ー その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）
9018	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）
	ー 診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）
901812	000 ー 走査型超音波診断装置
901813	000 ー 磁気共鳴画像診断装置